

議案第42号

木津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

木津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
木津川市条例第25号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年8月31日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）」の公布により「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」の一部が改正されたことに伴い、
所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例（案）

木津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
木津川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（保育の内容）</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>（保育の内容）</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。